

国連憲章 敵国条項

第53条 1

安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適当な場合には、前記の地域的取極または地域的機関を利用する。

但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関によってとられてはならない。

もっとも、本条2に定める敵国のいずれかに対する措置で、第107条に従って規定されるもの又はこの敵国における侵略政策の再現に備える地域的取極において規定されるものは、関係政府の要請に基いてこの機構がこの敵国による新たな侵略を防止する責任を負うときまで例外とする。

第53条 2

本条1で用いる敵国という語は、第二次世界戦争中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国であった国に適用される。

第77条 1項 b

信託統治制度は、次の種類の地域で信託統治協定によってこの制度の下におかれるものに適用する。

第二次世界大戦の結果として敵国から分離される地域

第107条

この憲章のいかなる規定も、第二次世界大戦中にこの憲章の署名国の敵であった国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし、又は排除するものではない。

-----  
 国連憲章から削除するには、該当7カ国（[日本](#)・[ドイツ](#)・[イタリア](#)・[ブルガリア](#)・[ハンガリー](#)・[ルーマニア](#)・[フィンランド](#)）以外の各国が、国内の面倒な手続きを進め議会の承認を得て、国連の3分の2の加盟国数を得る必要があります。

**2019～2021年国連通常予算分担率・分担金** 令和3年1月27日

	2019年			2020年			2021年		
	分担率 (%)	分担金額 (百万ドル)		分担率 (%)	分担金額 (百万ドル)		分担率 (%)	分担金額 (百万ドル)	
1	米国	22.000	674.2	米国	22.000	678.6	米国	22.000	698.7
2	中国	12.005	334.7	中国	12.005	336.8	中国	12.005	347.3
3	日本	8.564	238.8	日本	8.564	240.2	日本	8.564	247.7
4	ドイツ	6.090	169.8	ドイツ	6.090	170.8	ドイツ	6.090	176.2

5	英国	4.567	127.3	英国	4.567	128.1	英国	4.567	132.1
6	フランス	4.427	123.4	フランス	4.427	124.2	フランス	4.427	128.1
7	イタリア	3.307	92.2	イタリア	3.307	92.8	イタリア	3.307	95.7
8	ブラジル	2.948	82.2	ブラジル	2.948	82.7	ブラジル	2.948	85.3
9	カナダ	2.734	76.2	カナダ	2.734	76.7	カナダ	2.734	79.1
10	ロシア	2.405	67.1	ロシア	2.405	67.5	ロシア	2.405	69.6
11	韓国	2.267	63.2	韓国	2.267	63.6	韓国	2.267	65.6
12	豪州	2.210	61.6	豪州	2.210	62.0	豪州	2.210	63.9
13	スペイン	2.146	59.8	スペイン	2.146	60.2	スペイン	2.146	62.1
14	トルコ	1.371	38.2	トルコ	1.371	38.5	トルコ	1.371	39.7
15	オランダ	1.356	37.8	オランダ	1.356	38.0	オランダ	1.356	39.2
16	メキシコ	1.292	36.0	メキシコ	1.292	36.2	メキシコ	1.292	37.4
17	サウジアラ ビア	1.172	32.7	サウジアラ ビア	1.172	32.9	サウジアラ ビア	1.172	33.9
18	スイス	1.151	32.1	スイス	1.151	32.3	スイス	1.151	33.3
19	アルゼンチ ン	0.915	25.5	アルゼンチ ン	0.915	25.7	アルゼンチ ン	0.915	26.5
20	スウェーデ ン	0.906	25.3	スウェーデ ン	0.906	25.4	スウェーデ ン	0.906	26.2
	その他 (173か 国)	16.167	450.8	その他 (173か 国)	16.167	453.5	その他 (173か 国)	16.167	467.6
	合計	100.000	2,849.0	合計	100.000	2,866.8	合計	100.000	2,954.9